



平成 27 年 5 月 28 日

各 位

東京都台東区蔵前 1 丁目 5 番 1 号 株式会社 カーチスホールディングス 代表執行役社長 冨 田 圭 潤 (コード番号 7 6 0 2 東証第 2 部) 執 行 役 高 田 知 行 電話番号:03-5825-5075

# 定款一部変更に関するお知らせ(変更内容の追加)

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年5月20日付「定款一部変更に関するお知らせ」にて公表いたしました「定款一部変更の件」の内容を一部追加して平成27年6月26日開催予定の第28回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 追加する提案の理由

当社は、グループ会社の集約と業務効率向上のため、現行定款第3条に定める本店所在地を東京 都港区に変更するものであります。

なお、本件定款一部変更の効力発生時期について、平成27年12月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもってその効力を生じるものとする旨の附則を設けると共に、本 附則を当該本店移転日の経過をもって削除するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分、うち二重下線は追加変更部分であります。)

(1////500000	mpが、アラニ主「MNS近海交叉師がでのアムア。ア
現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条~第2条(条文省略)	(現行どおり)
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 当会社は、本店を東京都 <u>台東区</u> に置く。	第3条 当会社は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。
(機関の設置)	(機関の設置)
第 4 条 当会社は、 <u>委員会設置会社</u> として、株	第 4 条 当会社は、指名委員会等設置会社とし
主総会及び取締役のほか、取締役会、報酬委員会、	て、株主総会及び取締役のほか、取締役会、報酬
指名委員会、監査委員会、執行役及び会計監査人	委員会、指名委員会、監査委員会、執行役及び会
を置く。	計監査人を置く。

### 第5条~第33条(条文省略)

(代表執行役及び役付執行役)

第34条 取締役会は、当会社の代表執行役を3 名以内で選定するものとする。

2 取締役会の決議により、執行役会長、執行役 <u>副会長、</u>及び執行役社長を各1名、並びに副社長 執行役、専務執行役、及び常務執行役を若干名選 定することができる。

第35条(条文省略)

第7章 取締役及び執行役の責任免除

(損害賠償の一部免除)

第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に定める取締役(取締役であった者を含む。)及び執行役(執行役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 社外取締役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その損害賠償責任の限度額は、法令で定める金額とする。

第37条~第39条(条文省略)

(新 設)

(現行どおり)

(代表執行役及び役付執行役)

第34条 取締役会は、当会社の代表執行役を3 名以内で選定するものとする。

2 取締役会の決議により、執行役会長及び執行 役社長を各1名、並びに<u>執行役副会長、</u>副社長執 行役、専務執行役、及び常務執行役を若干名選定 することができる。

(現行どおり)

第7章 取締役及び執行役の責任免除

(損害賠償の一部免除)

第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に定める取締役(取締役であった者を含む。)及び執行役(執行役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 取締役(業務執行取締役等であるものを除 く。)との間に、当会社に対する損害賠償責任に 関する契約を締結することができる。ただし、そ の損害賠償責任の限度額は、法令で定める金額と する。

(現行どおり)

### 附則

(定款一部変更の効力発生日)

第3条の規定変更は、平成27年12月31日まで に開催される取締役会において決定する本店移 転日をもって効力を生ずるものとし、本附則は、 当該本店移転日の経過をもってこれを削除する。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成27年6月26日(予定)

平成27年6月26日(予定)(第3条以外の規定の変更) 平成27年12月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日(第3条の変更のみ)

以上